



平成 30 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ム ア ッ プ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 美 藤 宏 一 郎
(コード番号：3661)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 総 務 経 理 部 長 藤 池 季 樹
TEL. 03-5467-7125

(訂正)「第 14 期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

平成 30 年 6 月 13 日付けにてご送付いたしました当社「第 14 期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の記載内容の一部に訂正がございました。お詫び申し上げますとともに本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所を下線を付して表示しております。

記

訂正箇所：修正箇所および内容（下線は修正点を表します。）

(1) 株主総会参考書類 48 ページ

第 1 号議案 監査等委員でない取締役 2 名選任の件

(訂正前)

監査等委員でない取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

(訂正後)

監査等委員でない取締役全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

(2) 株主総会参考書類 49 ページ

第 2 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

(訂正前)

(注) 1. 各取締役候補者と監査等委員取締役である当社との間には特別の利害関係はありません

3. 織原新一氏につきましては、長年の上場会社における経営管理業務及びコンサルタントとしての公開支援業務から培われた企業の管理体制に係る知識及び経験を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 今村肇氏につきましては、音楽業界の制作及び宣伝の経験を生かし、公正・中立な視点や経営全体の視点から経営監視機能を強化していただくために選任をお願いするものであります。

(訂正後)

(注) 1. 監査等委員である各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません

3. 織原新一氏につきましては、長年の上場会社における経営管理業務及びコンサルタントとしての公開支援業務から培われた企業の管理体制に係る知識及び経験を、監査等委員である取締役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって 2 年であります。

4. 今村肇氏につきましては、音楽業界の制作及び宣伝の経験を生かし、公正・中立な視点や経営全体の視点から経営監視機能を強化していただくために選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって 2 年であります。

(3) 株主総会参考書類 55 ページ

第3号議案 3. 会社法施行規則第193条(第5号及び第6号を除く。)に定める内容の概要

(1) 本株式交換に際して当社がEMTGの株主に対して交付する対価の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容 (注3) 単元未満株式の取扱い

(訂正前)

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなるEMTG株主の皆様については、当社の定款及び会社法の定めるところにより、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

1. 単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を当社から買い増すことができる制度です。

2. 単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)

当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(訂正後)

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなるEMTG株主の皆様については、会社法の定めるところにより、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)

当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

以 上